

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和6年1月18日

2. 認定事業適応事業者の名称

オリエンタルモーター株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

低炭素社会と循環型社会を実現し、地球環境を維持・向上させることが持続的な事業活動には不可欠と考え、事業活動における環境負荷低減及び、製品の高効率化による消費電力の削減や、人の健康や環境に悪影響を及ぼす化学物質の使用抑制に積極的に取り組み、地球環境保全に貢献する。

本計画では、当社各事業所への太陽光発電設備等の導入を通じて、炭素生産性を向上させることを目標に事業適応を図る。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度より事業適応計画を開始し、2024年度までに、事業者全体の炭素生産性を12.59%向上させることを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（目標年度）に、経常利益を計上することを目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

電気機械器具製造業（中分類 29）

電気機械器具、電気通信機等の製造販売を主な業としているため。

（6）事業適応の具体的内容

計画初年度（2023年度）の2023年10月に高松国分寺事業所に自家消費型太陽光発電設備を導入。同様に2024年1月につくば事業所にカーポート型の太陽光発電設備及び蓄電池

を設置、2024 年 2 月には相馬事業所に太陽光発電設備及び蓄電池を設置予定。各事業所で発電した電力を自家消費することで、小売電気事業者からの買電を削減。これにより、CO2 排出量及び電気代を削減することができ炭素生産性を改善させる。

計画 2 年度目（2024 年度）は初年度の取組みを継続する。設備を通年稼働させることでさらなる付加価値額の向上と CO2 の削減を実現し、炭素生産性を 12.59%向上させる。

（7） 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2024年 1 月

終了時期：2025年 3 月